

廃棄物の不法投棄は



絶対許さない!

目撃・発見したら すぐに通報を

最近、空地や山林にガレキや燃え殻などを捨てている悪質な業者がいます。

不法投棄された廃棄物を放っておくと、別の業者も不法投棄をし、あつという間に廃棄物の山になってしまいます。廃棄物の山は、景観を損ね悪臭を放ち、また、火災発生の原因にもなります。

空地等を所有する方は、防護柵や有刺鉄線を張るなど廃棄物を捨てられないように防衛手段を講じてください。また、業者に頼んだ廃棄物が不法投棄された場合は、頼んだ人も罰せられます。

不法投棄のない美しい町を創るには、住民の皆さんのご協力が必要です。不審な車両や、不法投棄しているところを目撃したり、発見した人は、すぐに通報してください。

〔通報先〕

八日市場警察署 ☎ 0110
住民課環境係 ☎ 1211

土地所有者・管理者の皆さんへ

- 産業廃棄物の埋立処分場を設置するには、県の許可が必要です。
- 土地の造成をするときは、産業廃棄物で埋め立てされないよう確認しましょう。
- 所有地が産業廃棄物の捨て場とならないよう、定期的に見回りましょう。
- 不法投棄されないよう、看板や柵を設置しましょう。
- 土地を貸したり提供する際には、産業廃棄物の違法な処理場にされないよう十分注意しましょう。

